



2006 8月号

主な記事

- 2006年度社外重役会議経営者倶楽部のご案内
- プライベートセミナーのお知らせ
- 18年度税制改正 役員給与
- dailyコラム(好評記事をもう一度)
- 8月の税務

2006年度社外重役会議経営者倶楽部のご案内

= 統一テーマ = 「東北アジア民族の本質を探る」

日本・中国・韓国そして北朝鮮

経済がいかにグローバル化しようともやはり我々中小企業にとっては、一部の例外を除き地域的な広がりはず「国内」であるし、そして近隣諸国への展開であろうと思われま。また昨今のグローバルな経済事情からしても、よし悪しは別に、中国を無視しては始まらないと思われま。

「己を知り、敵を知れば、百戦危うからず。」という諺がありますが、敵を知ること、比較的客観的に分析できるのですが、己を知ること、非常に難しく、なかなか客観的に見ることができません。人の事は「なんであんな馬鹿なことをやっているのか」と解るのですが、いざ自分の事となると、同じような馬鹿をやっていることが往々にしてあります。

そこで、今年は、1年を通じて、王 善花(オウ ソンファン)先生を講師に招き、連続して日本人(己)を勉強して行きたいと思ひます。

8月のご案内

呉 善花ゼミナール「日本人の本質」&暑気払い

8月の講演は「日本人と韓国(北朝鮮)人 パート2」として、呉 善花先生がパート 1でお話した、受身の日本人を更に掘り下げて、日本人の本質に迫ります。

日本人でない、呉先生だからこそ見える、日本人の良さ、悪さを、具体的事例をあげてお話いただきます。ご参加いただひていま経営者の方がたからも好評の講演会です。

*先生が講師をしている大学でも教材として取り上げとて好評のよい講座です。

お忙しいとは思ひますが、貴社の経営にきつとお役に立つと思ひますので、是非ご参加ください。

8月の後半ではありますが、「経営者倶楽部暑気払い」をおこないま。こちら是非ご参加ください。

= 記 =

日 時 平成18年8月21日(月) 午後5時30分開場 6時開始

場 所 ★セミナー会場

「ノルブネ」韓国家庭料理 新宿店
〒163-0690 東京都新宿区西新宿新宿センタービルB1
電話03-3348-8260
最寄り駅: JR新宿駅西口 徒歩3分

参加費 メンバー 無料
新撰フォーラム21メンバー 15,000円(暑気払い費用含む)
オブザーバー 20,000円(暑気払い費用含む)

申込み 8月15日までに経営者倶楽部
03-3778-2311 鈴木までご連絡ください。

経営者倶楽部特別企画:

海外経済視察「ベトナム・カンボジア」

毎年恒例の海外経済視察です。今年改革・開放政策でかつての中国以上の活気を呈しているベトナムとこれから発展が見込まれるカンボジアです。

また今回は、現地に詳しい、新撰フォーラム(経営者倶楽部提携先)のメンバーでもあります。

アトリエトラベルの江里口様のご案内によりまますので、通常の経済視察では経験できない特別の企画もご用意いただひてあります。

是非この機会にご参加いただひていただひたいと思ひます。

= 記 =

□日 時 平成18年9月17日(日)~9月23日(土)

□参加費用 ツインルーム使用のお一人様御料金
400,000円

□申込み・お問い合わせ

MMI担当 鈴木まで。Tel 03-3778-2311

夏季休暇のご案内

当社では夏季休暇を(7月から9月の間)各担当ごとに取得いたしま。夏

夏季休暇の連絡は各監査担当より連絡させていただきます。ご協力とご理解をお願いいたしま。

経営者・幹部候補・財務担当者向けの プライベートセミナーのお知らせ

毎回少人数に絞り経営者・財務・経理担当者のためのプライベートセミナーを開催いたします。

経営計画などの話は大勢の中では話したくないものですね。そこで定期的に行っていましたセミナーを「プライベートセミナー」にリニューアルし、戦略会計の考え方から参加された企業の経営環境・状況を例示に具体的な経営計画の作成方法まで4回の講義で解説致します。

代表者の方だけではなく幹部候補・財務担当者も出席していただけるセミナーです。

※セミナーリニューアル特典として、セミナー受講先着順優先で無料お試し「経営計画」の作成を行います。

今後はますます多様化する経済に対応してゆくにはしっかりと数字を挙げた「経営計画」が必要となってきます。

「経営計画」をしっかり立てて実行し経営を上昇気流に乗せてゆきましょう！

セミナー会場：

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室
〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル
JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ：03-3778-2311 担当：鈴木



プライベートセミナー日程表

開催時間は全て18:00~20:00

受講料は全て1講座 1人 3,000円

<input type="checkbox"/> 8月2日(水)	戦略会計 概論編	PL・BSの見方と分析。 資金繰りの秘密 決算書実際にみながら解説いたします。
<input type="checkbox"/> 8月23日(水)	戦略会計 経営計画入門編	付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは キャッシュフロー会計とは？ 人件費を抑える固定費の考え方。 経営全体に対する人件費の役割。
<input type="checkbox"/> 8月29日(火)	実務版 経営計画編 その1	売上計画・売上原価計算の具体的な作成方法を解説いたします。
<input type="checkbox"/> 9月6日(水)	実務版 経営計画編 その2	経費計画・資金計画・設備投資他具体的な作成方法を解説いたします。

★9月6日以降には……実務・中小企業会計指針実務版を開催いたします。

セミナー申込書

申し込みはファックスで 03-3778-2326 (このページをお送りください。)

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

※無料お試しは、経営計画策定の関係上プライベートセミナー受講後の方に限らせて頂きます。

先着順優先の為、作成希望者が多数の場合には、日程の調整をさせていただくことがあります。

18年度税制改正 役員給与

先月の税制改正のお詫び

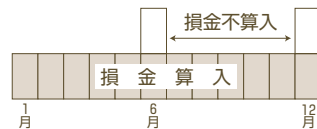
先月号に掲載いたしました「役員報酬の損金不参入」の掲載記事はとてわかりづらいという声をいただきました。説明不足の点がありニュースをご覧いただいている皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

今月号は改めて「役員報酬」という題で18年度の税制改正によって変更になった箇所の説明をしてみたいです。

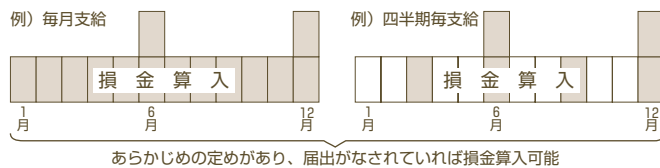
(1) 役員報酬・賞与等の区分廃止

従来の法人税法は、役員給与を役員報酬と役員賞与、役員退職給与に区分し、役員賞与は全額損金不算入、役員報酬と役員退職給与は原則損金算入とし、不相当に高額な部分を損金不算入とする構成となっていました。改正後は、これを一括して「役員給与」として規定し、損金算入・不算入の定めをしています。具体的には次のようになりました。

【改正前】 1月以内の期間を単位として、定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入



【改正後】 あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与を損金算入（年2回のボーナス等を含む）



＜損金算入されるもの＞

- ①支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給金額が同額である給与（定期同額給与）
 - ②その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する定めに基づいて支給する給与で、利益に基づいて支給されるものではなく、所轄税務署長にあらかじめ届け出ているもの
 - ③同族会社以外の法人が業務執行役員に支給する利益連動給与で、その算定方法が客観的であり、次の要件をすべて満たすもの
 - ・確定額を限度としているものであり、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与の算定方法と同一であるもの
 - ・一定の日までに報酬委員会が決定していること、あるいはこれに準ずる手続きを経ていること
 - ・その内容が遅滞なく有価証券報告書等で開示されていること
 - ④退職給与
 - ⑤ストックオプション*A
 - ⑥使用人兼務役員の使用人分給与
- （注）②の改正の結果、役員にも従業員と同様に「ボーナス」を支給して損金算入することが可能になります。

＜損金不算入とされるもの＞

- ①役員給与のうち不相当に高額な部分*B
- ②法人が事実を隠蔽、または仮装して経理をすることによってその役員に支給した給与

(2) 役員退職給与の損金経理要件の廃止

これまでの法人税法では、役員退職給与は損金算入しようとする事業年度で損金経理することが損金算入の要件となっていました。改正後はこの要件が廃止されました。

(3) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入

会社法の施行によって最低資本金規制が事実上撤廃され、法人成りが容易となることから、節税目的のみでの法人化を規制する意味で、一定の同族会社の役員給与の一部を損金不算入とする制度が設けられました。

＜対象法人＞

対象となるのは、同族会社のうち代表取締役等その法人の業務を主宰する役員とその同族関係者等が株式の90%以上を有し、かつ、常勤役員の過半数を占めている法人（特殊支配同族会社）です。ただし、損金算入された役員給与の額をその法人の所得金額に加算した額の前3年間の平均額が年800万円以下である場合、およびその平均額が年800万円超3,000万円以下で、かつ、平均額に占める役員給与の額の割合が50%以下である場合には、この制度は適用されません。

＜損金不算入額＞

損金不算入とされるのは、役員に支給した給与にかかる所得税法上の給与と所得控除額相当額です。

上記の改正は、いずれも平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

キーワード

- A. スtockオプションとは
次ページの【daily コラム】を参照して下さい。
- B. 不相当に高額な部分とは
会社の規模によって高額な金額は異なります。

国税庁ホームページより抜粋



【dailyコラム】より好評記事をもう一度

ストックオプション制度と税金

ストックオプション制度導入の企業が増加

日本の上場企業の39%の1451社が、会社への貢献度が高い従業員や役員などに、報奨として新株予約権の取得などを認めるストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションとは

ある一定の期間（権利行使期間）にある特定の株価（権利行使価格）で株式を買うか買わないかを選択できる権利のことをいいます。

税制上の恩典

従業員や役員が、自分の会社の株式を、時価よりも安く取得する権利を与えられ、その権利を行使した場合、その時点で経済的な利益の供与があったものとして会社が源泉徴収するのが原則ですが、税制上の適格要件を満たせば、1,200万円の利益までは課税が猶予されます。権利を行使して取得した株式を売却した時点で初めて課税が行われます。

税制適格の要件

1. 対象者は限定されています

- ①発行する会社（及びその子会社等）の従業員、取締役、執行役である人。
- ②発行法人の大口株主（上場会社は発行済株式総数の10

%超、それ以外は1/3超）でない人

③大口株主の特別関係者（配偶者等）でない人

2. 発行条件も限定されています

①権利行使期間が権利付与の決議の日から数えて2年超10年以内であること。

②権利行使価格が権利付与時の株価を上回っていること。

③権利行使によって取得した株式を発行会社が予め契約した証券会社や銀行に保管委託すること。譲渡制限を付けられること。

譲渡所得の計算

〈例〉上場株式 10,000株

①権利付与時の株価 800円

②権利行使価格 1,000円

③その後、市場での売却価格 2,000円

譲渡所得(③-②)×10,000株=1,000万円

なお、通常の場合、株式譲渡所得に対する税率は10%（国税7%、住民税3%）となります。

dailyコラム休刊のお知らせ

ご愛読いただいておりますdailyコラムですが、大変勝手ではございますが8月14日から8月18日の間休刊させていただきます。ご理解いただけますようお願いいたします。

8月の税務

- 1 火
- 2 水
- 3 木
- 4 金
- 5 土
- 6 日
- 7 月
- 8 火
- 9 水
- 10 木
- 11 金 18金
- 12 土 19土
- 13 日 20日
- 14 月 21月
- 15 火 22火
- 16 水 23水
- 17 木 24木
- 25 金
- 26 土
- 27 日
- 28 月
- 29 火
- 30 水
- 31 木

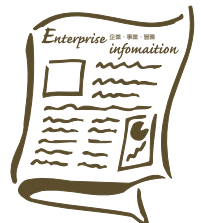
8月10日

個人事業税の納付（第1期分）納期限……8月中において各都道府県の条例で定める日
 個人の都道府県民税及び市区町村民税の納付（第2期分）納期限
 ……8月中において各都道府県の条例で定める日

8月31日

6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉
 3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 12月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉 ……半期分
 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
 〈消費税・地方消費税〉
 消費税の年税額4,800万円超の6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
 〈消費税・地方消費税〉

Enterprise 企業・事業・冒険
infomation



MMI Newsに自社PRを載せてみませんか？

毎月月初に1000部発刊の当ニュース

写真掲載も可能です。料金無料 掲載時期ご相談

詳しくは、MMI News編集部まで TEL：03-3778-2311 FAX：03-3778-2326 担当：木村



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。